

土地の権利譲渡者
(売主)



土地の権利取得者
(買主)



届出(契約日を含めて2週間以内)
例:水曜日に契約を締結した場合、翌々週の火曜日

土地が所在する市町村



進達

福岡県(政令市)
利用目的の審査

届出を受理した日を含めて3週間以内(期間の延長通知があった場合、最長6週間以内)



不勧告

※不勧告の場合は原則として通知しませんが、届出時に希望した場合は文書により通知します



助言

※適切かつ合理的な土地利用を図るために助言をすることがあります



勧告

※公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合は勧告することがあります



公表

※勧告に従わない場合には公表することがあります